01 ダイバーシティ 子供 (Children)

1　こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　子供政策連携室・総務局・生活文化局・福祉局・教育庁）

（１）小規模事業者をはじめ様々な事業者等が法で求められる措置を確実に講じることができるよう十分な支援を行う等、省庁間・部局間で連携して環境を整備すること。
（２）子供の安全確保に万全を期すという観点から、国の責務において法改正や運用の見直し等、法の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。
（３）学校設置者等の事務負担を軽減できるよう、システム統合等を検討することにより、制度改善を図ること。
（４）法対応が義務となっていない業界に対しても積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす学びの場・居場所等を運営する多様な民間事業者に十分な支援を講じる等、認定を取得しやすい環境を整備すること。
（５）学校設置者等が児童対象性暴力等の防止等のために必要な対応を行うことができるよう、十分な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞
児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「法」という。）については、令和６年６月に成立し、令和８年 12 月 25 日に施行が予定されているところである。
法施行に当たっては、多くの対象者を取りまとめる都道府県や区市町村、特に配慮が必要な子供に接する小規模事業者をはじめ、様々な事業者等が、法で求められる措置を確実に講じることができる環境を整備することが急務となっている。具体的には、「不適切な行為」、「１対１」等の考え方を具体化した業種・

業態別のマニュアル・規程類の雛形を国において速やかに示すとともに、法のガイドラインで有効とされている防犯カメラ等の活用に係る指針を国が策定し、周知するなど、法の円滑かつ確実な施行に向けた環境整備が必要である。加えて、法で求められる措置を事業者が講じるためには、法律・福祉・心理・医療等多様な専門家と連携する必要が生じるが、小規模事業者等はそういった専門家とのつながりを独自に確保することが困難である。

また、従事者の職業選択の自由やプライバシー権等も考慮した上で、制度対象となる事業や犯歴確認の対象となる「特定性犯罪」の範囲が決定され、現在の法制度が成立したところであるが､子供の安全確保に万全を期すという観点からは､なお検討・改善の余地があると考えられる。したがって、国の責務において、立法趣旨に照らして更に実効性のある法制度や運用等を、法の見直しの目途である施行後３年を待たずして検討していく必要がある。

加えて、制度開始後、学校設置者等は教職員等の採用の都度、こども性暴力防止法関連システムや特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムなど複数のシステムによる確認を要する。現行の仕組みは事務が煩雑で現場の負担が大きく、各システム統合等により現場の事務の負担軽減と利便性の向上を図る必要がある。

さらに､子供の居場所は多岐にわたることから､義務対象施設以外においても､子供の安全を確保することが重要であり、民間教育保育等事業者の積極的な認定取得が肝要である。民間教育保育等事業者による認定取得には学校設置者等とは異なる事前準備が必要となることも踏まえ、法対応が義務となっていない業界に国が確実にアプローチして、積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす多様な学びの場・居場所等を運営する多様な民間教育保育等事業者が認定を取得しやすい環境の整備が重要である。

あわせて､法の施行に際しては､国においても万全な体制を構築するとともに､学校設置者等が必要な対応を確実に行うことができるよう財政措置を講じることが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）特に配慮が必要な子供に接する小規模事業者をはじめ､様々な事業者等が､法で求められる措置を確実に講じることができるよう十分な支援を行う等、省庁間・部局間で連携して環境を整備すること。具体的には、業種・業態に応じた「不適切な行為」、「１対１」の考え方などを具体化した業種・業態別のマニュアル・規程類の雛形を国において速やかに示すとともに、法のガイドラインで有効とされている防犯カメラ等の活用にかかる指針を策定すること。また、法で求められる犯罪事実確認を確実かつ速やかに完了できる環境構築を進めること。加えて、事業者が法律・福祉・心理・医療等多様な専門家に協力を依頼できるスキームを、国において構築すること。

（２）子供の安全確保に万全を期すという観点から、見直しの目途となっている法施行後３年という時期を待たず、国の責務において法改正や運用の見直し等、法の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。

（３）学校設置者等が、こども性暴力防止法関連システム、特定免許状失効者管

理システム及び保育士特定登録取消者管理システムなど複数のシステムによる確認を行わずに済むよう、システム統合等を検討し改善することにより、事務負担の軽減を図ること。

（４）認定取得には学校設置者等とは異なる事前準備も必要であることも踏まえ、法対応が義務となっていない業界にも確実にアプローチして、積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす学びの場・居場所等を運営する多様な民間事業者に十分な支援を講じる等、認定を取得しやすい環境を整備すること。

（５）学校設置者等が児童対象性暴力等の防止等のために必要な対応を行うことができるよう、十分な財政措置を講じること。

２　児童相談体制の一貫した充実強化

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

子供の権利擁護を図れるよう、児童相談所及び市区町村の体制を整備すること。

＜現状・課題＞

家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑・困難化している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、一時保護等の権限により子供の安全確保を迅速・的確に行う役割を担う児童相談所と、児童相談の一義的な窓口である区市町村の双方において、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

１　児童相談所の体制強化

（１）児童福祉司の配置基準の見直し

児童相談所における児童福祉司の標準配置については、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第３条に定められており、令和５年改正により虐待相談件数の算定方法が見直されたものの、依然として、業務の複雑・困難化等、児童福祉司の業務の実態を反映した算定基準になっていない。

「指導及び教育に当たる児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）」の配置については、児童福祉司５人につき１人（児童福祉司の数を６で除して得た数）が基準となっている。一方、児童福祉司の政令基準は、1 人当たり 40 件を前提としているため、児童福祉司スーパーバイザーを算定すると、本来スーパーバイズを担う職員までがケースを持ちながら、専門性や困難性が高いスーパーバイズやＯＪＴを担うこととなり、役割を十分に果たせる基準とは言い難い。

「里親養育支援児童福祉司」の配置については、各児童相談所に１人とされているが、里親数や委託児童数の増加する中、里親委託の推進や関係機関との調整、里親への継続的な支援などの困難性の高い業務負担を十分に反映した配置基準になっていない。今後、里親委託率の向上を進め家庭養護をより一層加速して進めていく必要があるが、現行の配置基準では、その取組を確実に執行する体制として十分とは言い難い。

「市町村支援児童福祉司」の配置については、児童相談所と子供家庭支援センターとの連携強化が不可欠であるにもかかわらず、市町村 30 か所に１人配置することとされている。しかし、複雑・困難化するケースが増加し、市区町村も人材育成や業務の継承等に苦慮している。地域におけるパーマネンシー保障の実現のためには、専門性の高い児童相談所が地域の中核機能として管轄内の区市町村を十分に支援するための業務実態を反映した配置基準で

あるとは言い難い。

（２）一時保護に関する支援の充実

児童相談所において一時保護を必要とする児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えており、個々の状況に応じた適切なケアを受けられることが必要である。一時保護施設は、児童養護施設と異なり、夜間における身柄付き通告等の緊急保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、職員の負担感も大きい。さらに、身体面・精神面で医療的な支援が必要な児童や、障害がある児童の一時保護ニーズも増えており、よりきめ細かなケアを提供するために医療機関や障害児施設等への一時保護委託が必要であるが、委託費の単価は十分ではない。

２　区市町村における児童相談体制の充実

都は、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携して、児童虐待対応を含む地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っているが、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大している。

相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務であるが、こども家庭センターの運営費については、標準団体（18 歳以下人口 16,000 人）あたり２名の地方交付税措置のほか、子ども・子育て支援交付金や児童虐待防止対策等総合支援事業費補助により財政措置されているものの、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

区市町村におけるスーパーバイザーの配置については､基準が示されていない。スーパーバイザーを担う職員は、適切な進捗管理を行い、子供の安全を確保する上で不可欠であるとともに、職員の育成や定着支援においても重要な役割を担っている。都は、国の補助に上乗せした独自の基準と補助制度により、区市町村における配置を促進しているが、いまだ配置に至っていない自治体も存在する。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等に基づくこども家庭センターでは、母子保健部門と児童相談部門の一体的運営が求められているが、都においては、令和３年度から国に先駆けて、区市町村の児童相談部門と母子保健部門とが一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を実施してきた。両部門の連携を担う職員の配置や合同会議の実施、支援プランの作成に加えて、ニーズを的確に把握する独自のアセスメント指標を開発し、専任ケースワーカーが妊娠期から継続的な家庭訪問等を行うことで、一定の効果を上げている。こうした実効性のある取組に対して、業務内容に応じた財源措置が必要である。

また、区市町村において、虐待に至る前の予防的な支援として、親子関係の形成への支援を行うことは重要であるが、そうした支援を進めていくための人員が十分とはいえない。

さらに、家庭支援事業の「措置」については、住民に対する丁寧な説明など業務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、区市町村に積極的な活用を促すため、実態を把握するとともに、効果的な手法を示す必要がある。

３　こども家庭福祉人材の専門性強化

こども家庭福祉の現場において、ソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が導入された。本資格は、一定の経験のある有資格者や現任者が、指定研修等を受講して取得することとなっているが、十分な知識・経験がある場合でも、資格取得に当たっては、100 時間以上の研修を受講することが必要とされている。加えて、児童福祉司の任用資格である公認心理師等において同資格を取得しようとする場合には、更に 100 時間程度の研修を受講する必要が生じるなど、現役の実務者が勤務しながら資格取得する上では、過大な負担が生じている。資格が広く取得されるためには、実務経験に応じた研修時間の見直しが必要である。

４　新生児期前後における虐待防止・支援体制の強化

虐待死を防ぐための取組も急務である。都内に所在する病院が、内密出産及び新生児等を匿名で預かる取組を開始した。

都は、病院から新生児の匿名での預かり等について通告があった場合は、子供の命を守るという観点から、地元区とも連携して対応しているが、妊娠・出産に関する正確な知識や、相談窓口等の支援に関する情報が必要な人に適切に届くよう、周知・啓発の一層の充実を図るとともに、支援を必要とする者が適切な相談機関につながる体制を整備し、孤立した状況での出産の未然防止に向けた取組が求められる。

また、国における諸外国の事例の調査研究では、一部の国において出自を知る権利に係る情報の範囲等を具体的に規定していることが報告されている。一方、国が令和４年度に策定した内密出産に係るガイドラインでは、出自を知る権利を保障するために取得すべき情報の内容や、その開示に関するルールについての具体的な指針は示されておらず、これらについてはすべて実施する病院の判断に委ねられている。

＜具体的要求内容＞

１　児童相談所の体制強化

（１）児童福祉司の配置基準の見直しを図ること。

①　「指導及び教育に当たる児童福祉司」については、児童相談所のスーパーバイズ業務を適切に行う体制を確保するため、児童福祉司の内数ではなく、適正な配置ができるように算定基準を見直すこと。

②　「里親養育支援児童福祉司」の算定については、児童相談所における里親支援業務の実態を踏まえ、十分な体制が確保できるよう、里親数や委託児童数の増加、業務の困難性等業務実態を反映した配置基準とすること。

③　「市町村支援児童福祉司」については、児童相談所の専門性を活かし、地域の児童相談の中核機能を発揮できるよう、管轄区市町村の人口規模、相談件数等を踏まえつつ、児童相談所が担う市町村支援業務の実態を踏まえ、児童福祉司を配置できるよう算定基準を見直すこと。

これらの配置基準の見直しに伴い、児童相談所における体制整備が着実に進

むよう、国において必要な財政措置を講じること。

（２）一時保護に関する支援の充実

① 一時保護施設については、地域の特性に応じてより手厚い職員体制の配置を可能とする財政措置を講じること。

② 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しく、生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援については、一時保護委託費の単価の引上げ等により充実を図ること。

２ 区市町村における虐待の未然防止及び児童虐待対応を強化すること。

（１）予防的支援を充実させるため、こども家庭センターにおいては、都の取組の効果や、区市町村向けに作成した心理ガイドラインを踏まえた心理的支援を着実に実施できるよう、心理職を含む相談支援に必要な人員が配置できるよう十分な財政措置を講じること。

（２）区市町村において、児童虐待におけるスーパーバイズを担う職員の配置基準を示すとともに十分な財政措置を講じること。

（３）措置制度の運用に当たっては、措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）と児童相談所による一時保護との役割分担や活用の実態を把握し、措置制度の効果とそれに基づいた手法を示すこと。

３ こども家庭福祉人材の専門性強化を図ること。

現役の実務者が、こども家庭ソーシャルワーカー資格を積極的に取得できるよう、研修カリキュラムの見直しや実務経験に応じて一部科目の受講免除等の対応を行うこと。また、新たに導入された資格であることから、今後、資格取得者が現場において有効に活用されているか、国において状況を把握し、各自治体に情報提供するとともに、有効な人材育成につながっているか検証すること。

４ 新生児期前後における虐待防止・支援体制強化を図ること。

（１）孤立した状況での出産を防ぐための相談支援等に係る体制を検討すること。

① 孤立した状況での出産の危険性について正確な知識の普及を図るため、広い世代を対象に効果的な広報等を実施すること。

② 匿名での妊産婦の相談や生活支援を担う体制を検討すること。

（２）内密出産に関する法体系を早期に明示すること。

① 出自を知る権利について、国が責任をもって議論を進めること。

② 上記の議論を踏まえ、国において内密出産の法体系を早期に検討し明確に示すこと。

（３）新生児等の匿名による預かりについて、現状を踏まえ、国において見解を明確に示すこと。